入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

令和７年８月５日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務

⑶　業務内容　本業務は、九段議員宿舎(仮称)の新築工事及び外構整備工事に係る建築、電気設備及び機械設備の基本・実施設計等を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和９年12月20日まで

⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務においては、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお､電子契約システムにより難いものは､5⑴担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。

⑺　本業務は､｢国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針｣ に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(業務説明書参照)

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑧　情報管理体制が確保されていること（業務説明書参照。)。

⑵　設計共同体　2⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。)により構成される設計共同体であって､｢競争参加者の資格に関する公示｣(令和７年８月５日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成22年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　｢業務成績の相互利用機関と適用対象｣(業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、令和元年10月１日から令和６年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均)(業務説明書参照)

⑷　表彰の実績　令和２年４月１日から令和７年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。)が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績､｢海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績､｢インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」)」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成22年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　｢業務成績の相互利用機関と適用対象｣(業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、令和元年10月１日から令和６年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均)(業務説明書参照)

⑷　表彰の実績　令和２年４月１日から令和７年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。)が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績､｢海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績､｢インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」)」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）

⑸　ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑹　ＣＰＤ取得単位の状況

⑺　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

5　手続等

⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111㈹（内線23―153）
メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間及び交付方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和７年８月５日から令和７年10月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。))を除く、８時30分から17時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を上記⑴担当部局に持参又は郵送（簡易書留等の配達の記録が残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記⑴担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの)、返信用の封筒（切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和７年８月５日から令和７年10月20日までの休日等を除く、９時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで）とする。